

令和 8 年度

県営土地改良事業変更計画概要書

(暗渠排水)

- I 計画変更内容
- II 計画変更を必要とする理由
- III 変更後の土地改良事業計画の概要
- IV 事業費の負担区分の予定及び
地元負担の予定基準

小 郡 地 区
小 郡 市
朝 倉 郡 筑 前 町

I 計画変更内容

県営土地改良事業変更計画概要 (暗渠排水)

項目	変更前			変更内容	変更後		
地区面積	176.9 ha			地区編入面積	18.6 ha		
				地区除外面積	43.9 ha		
				25.3ha減	合計	151.6 ha	
主要工事計画	工種	事業量	単位	25.3ha減	工種	事業量	単位
	暗渠排水工	176.9	ha		暗渠排水工	151.6	ha
工事着手 及び 完了年度	自	令和3年度		2ヶ年延長	自	令和3年度	
	至	令和7年度			至	令和9年度	
	5ヶ年		7ヶ年				
事業費 (事務費含む)	410,000 千円			105,625千円増	515,625 千円		

II 計画変更を必要とする理由

1. 地区面積の変更

地区編入：排水不良農地の編入による受益面積の増
地区除外：施行区域の見直しによる受益面積の減

2. 主要工事計画の変更

施行区域の見直しによる暗渠排水工の減

3. 事業費の変更

詳細な設計見直しによる事業費の増

上記の理由により、事業費を増額するものである。
なお、事業費増減の内訳及び事業費変動率は次のとおり。

・事業量変更	11,675 千円
・工法変更	0 千円
・自然増減	91,000 千円
・入札等の増減	0 千円
・その他（事務費）	2,950 千円

Ⅲ 変更後の土地改良事業計画の概要

第1章 目的

本地区は福岡県中南部に位置し、広大な筑後平野の一角に分布する平坦部の水田地帯と、宝満川沿いに広がる平坦部の水田地帯である。ほ場整備等が完了し水田農業確立対策として、集団営農によるブロックローテーション等を一体的に取り組んで、大豆、麦の団地化等、高い農地利用集積率を維持している。

しかし、暗渠排水未施工区域や施工済区域の一部において新たに排水不良を起し、汎用化を推進していく上で阻害要因となっている。ほ場では、大豆・麦・野菜の収量増収を図るため、本事業を早急に実施し、水田の乾田化を行い、農業経営の安定化を図る必要がある。

第2章 地域の所在及び現況

(1) 地域の所在

福岡県小郡市及び朝倉郡筑前町

(2) 現況

① 地形

福岡県の中西部に位置し、広大な筑紫平野の北部にあり、平野部に分布する平坦な農地により形成されている。1/300～1/1,000(1/600)の地形勾配を有し標高20～90mである。

② 土質及び土壌

主な土壌は灰色土壌群土壌型（マンガン）、灰褐色土壌質土壌型（マンガン）で土質は粘質土が主体となっている。

③ 気象

内陸型気候区に属し夏冬の気温差が大きい。年平均気温は15.6℃であり昼夜間の気温の較差がある。年間降水量は1,865.9mmで、近年では梅雨期に集中し、豪雨による浸水被害に見舞われることもある。

④ 水利状況

河川、ため池、国営両筑平野用水事業及び県営かん排事業より取水している。ほ場整備事業で用排分離済みであり、用水不足による被害状況はない。

⑤ 営農状況

県営ほ場整備事業及び団体営事業等により区画整理、用排水路が整備され、集団営農によるブロックローテーション等を一体的に取り組み、大豆、麦の団地化等、高い農地利用集積率を維持している。

しかし、一部の農地において、排水不良による湿田化が発生し麦や大豆に育成不良等の湿害を及ぼしている。また、湿田化していることで農業機械による農作業の効率が悪く、機械経費が必要以上にかかっている状態にある。

⑥ 地域環境の概要

本地区の農村環境は、大まかに、城山周辺と北西部丘陵地山麓の森林に近い地区、筑後川支流宝満川流域の平地や、その周辺の低い河岸段丘台地に分布されている。

小郡市では上流側より、農村環境タイプを4つに区分している。

Aタイプ：丘陵地谷津田、山麓傾斜地（ため池を含む）

城山周辺と北西部丘陵地山麓の森林に近い地区で、マルタニシ、ドジョウ、谷津田性ドンボ類の存在がある。

Bタイプ：自然堤防地形の排水路、用水路系統上中部

平野上位に位置する自然堤防地形、扇状地末端付近、清流の用水路により二次的に、自然堤防にみられるような緩やかな流れのある排水路が復元されている地区である。タナゴ類やイシガイ、シジミ類などの小型の流水性の種が多く、透明度がやや高い流れには、沈水植物がみられる。

Cタイプ：自然堤防地形後背低地（排水路中下部）

小郡市において、有明海寄りの低湿地と、タナゴ類の繁殖地となりやすい微傾斜地の両環境タイプの生息種が混生して、時に極めて多様な魚類群集を形成しているが、用排水路に代表されるような流水環境に比べ水環境が悪化しやすくなっている。

Dタイプ：河川下流沖積平野

筑後川に近い下流側では、本来水はけが悪く、ヨシ原が卓越する環境であり、ハヤブサ、オオヨシキリなどの原野生の鳥類が生息するなどの特徴がある。栄養流入の多い止水域には、コイ、フナ、ナマズなど個体重の大きな種が多く生息し、生産性が高くなっている。

第3章 基本計画

（1）計画の要旨

暗渠排水による排水対策を実施することにより、地区内でブロックローテーションに取り組む麦や大豆の収量増収を図るとともに、農作業の効率化を図る。

さらにブロッコリー・ほうれん草の作付けを促進し、担い手の農業経営の安定化を図り、農業競争力の強化に資するものである。

（2）土地利用の現況及び計画

（単位：ha）

地 目		田	畑	原野	山林	その他	計
面積	現況	151.6					151.6
	計画	151.6					151.6

（3）主要工事計画

	工種	主要工事内容
小郡地区	暗渠排水工	施工面積 151.6 ha

（4）環境への配慮

施工を落水後の10月以降からとし、水生生物の生活の場を確保する。掘削後は速やかに暗渠排水管を布設し、埋戻を行う。また、雨天時は掘削作業等は行わず、土砂の流出防止に努める。

排水路等への吐出しとしては、極力、ネジ式水閘とし、水平水閘の使用は河川への吐出し等の管理が困難な箇所にとどめ、景観への影響を抑えるように努める。

第4章 工事又は管理の要領

(1) 工事の要領

水田を掘削して吸水管を布設し、排水路への吐出し管を施工する。埋め戻す際はコンクリート用砕石を疎水材として埋設し、地下水等の吸水管への排除を促す。

(2) 管理の要領

① 予定管理者

受益者

② 管理すべき施設の種類

名称	位置	管理する施設の内容	備考
本暗渠	小郡市及び朝倉郡筑前町	暗渠排水	

③ 管理に要する費用及びその負担方法

名称	維持管理費	負担方法
本暗渠	維持管理、補修の必要な経費	受益者負担

(3) 工 期

令和3年度～令和9年度

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

(1) 事業費の概算

事業費	488,675 千円
事務的経費	26,950 千円
計	515,625 千円

(2) 負担割合

1 事業費の負担区分の予定割合

(単位：%)

事業費	負担割合				備考
	国	県	市町村	地元	
488,675 千円	50	30	10	10	

*事業費は工事雑費を含まない。

2 事務的経費の負担区分の予定割合

(単位：%)

事務的経費	負担割合				備考
	国	県	市町村	地元	
26,950 千円	—	100	—	—	

*事務的経費は工事雑費を含む。

第7章 効 用

(1) 年総効果額

項目	区 分	年総効果額(千円)	年増加所得額(千円)
食料の安定供給の確保に関する効果		30,018	29,802
	作物生産効果	7,465	7,249
	品質向上効果		
	維持管理費節減効果		
	営農経費節減効果	22,553	22,553
農業の継続的発展に関する効果			
農村の振興に関する効果			
多面的機能の発揮に関する効果			
その他に関する効果		4,334	
	国産農産物安定供給効果	4,334	
計		34,352	29,802

(2) 投資効率

項目	区 分	算 式	数 値
総事業費		③=①+②	676,850 千円
	当該事業による費用	①	490,755 千円
	その他費用（関連事業費+資産価額+再整備費）	②	186,095 千円
年償還額		④	3,864 千円/年
	うち機能向上分	④'	3,864 千円/年
年総効果（便益）額		⑤	34,352 千円/年
現況年総農業所得額		⑥	29,802 千円/年
年増加農業所得額		⑦	29,802 千円/年
評価期間(当該事業の工事期間+40年)			47 年
割引率			0.04
総便益額（現在価値化）		⑧	738,972 千円
総費用総便益比		⑨=⑧÷③	1.09
総所得償還率		⑩=④÷⑥	— %
増加所得償還率		⑩=④' ÷ ⑦	12.9 %

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別紙のとおり

IV 県営小郡地区土地改良（暗渠排水）事業における事業費の負担区分の
予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

（1）事業費

515,625 千円 （内事務的経費 26,950 千円）
（令和7年度単価；ただし物価変動により将来変動することがある）

（2）負担区分の予定（単位：％）

区分	負担区分（％）				備考
	国負担	県負担	市町村負担	受益者負担	
事業費	50	30	10	10	
事務的経費	0	100	0	0	

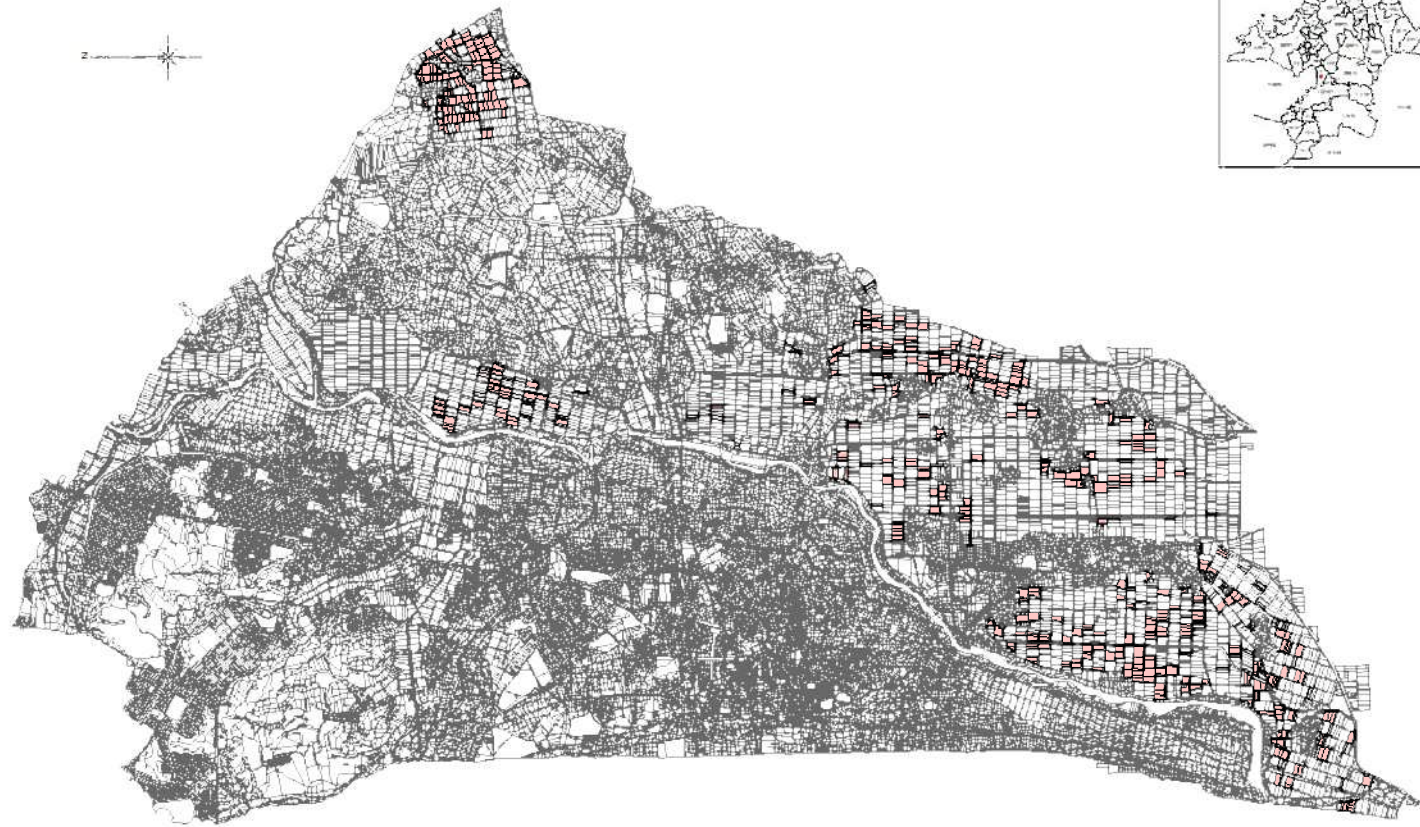
2 地元負担の予定基準

- ・ 小郡市は、条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地元負担分10％を地積割に徴収する。
- ・ 小郡市は、筑前町から本事業の施行地域のうち筑前町に属する農用地につき市町村負担分10％を地積割に徴収する。
- ・ 小郡市は、これと市負担分を併せて一括納入する。

3 特別徴収金

本事業の施行に係る土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了の公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

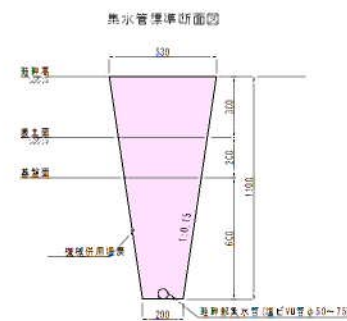
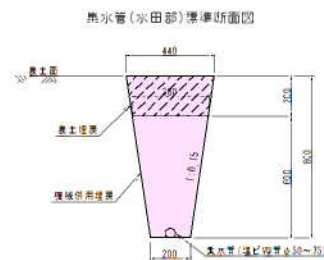
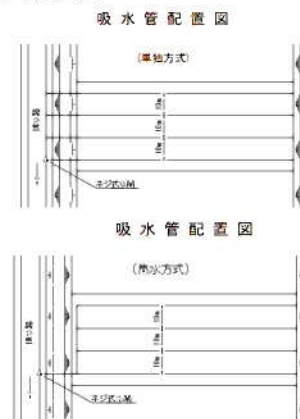
一般計画平面図



重複模式図

暗渠排水
A=151.6ha

標準構造図



面積調査 (単位: ha)

重複事業名			
事業名		暗渠排水	計
基幹	暗渠排水	151.6	151.6
併せ行う事業			
計		151.6	151.6